

人権週間の取組み

「すべての人間は、生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。これは「世界人権宣言」の第1条です。「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、世界の人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。また、2年後の1950（昭和25）年12月4日の第5回総会においては、「世界人権宣言」採択を記念して12月10日を「人権デー」と決めました。

我が国においても、1949（昭和24）年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重に向けた啓発活動が全国で行われます。

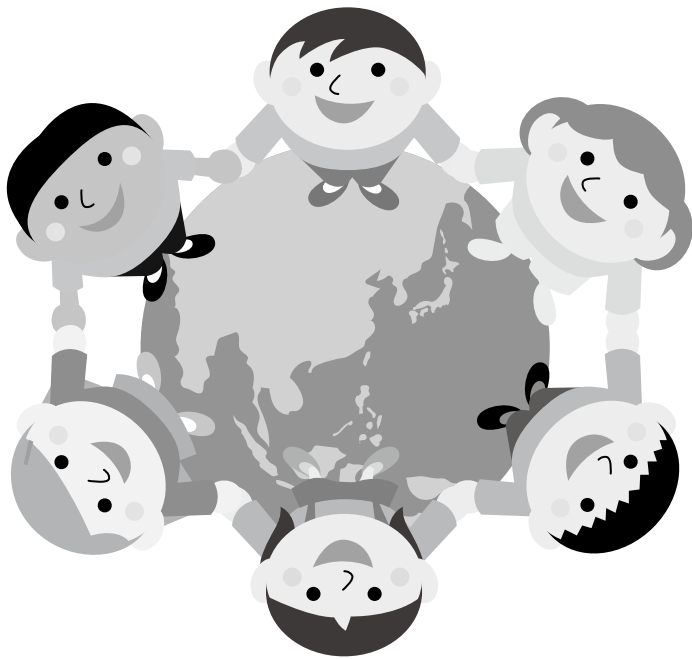
今年度は、12月4日（金）から12月10日（木）までを「第72回人権週間」として、全国で取組みが進められます。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、またこれらの

方々の家族などに対する偏見や差別といった問題が発生しています。また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり個人の名誉やプライバシーを侵害する、あるいは差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が社会問題化しています。コロナ禍で、命と暮らしに対する不安が

人々を分裂と差別の行動に駆り立てています。

すべての人々の「命」と「人間の尊厳」を守る国や社会を作るため、日本国憲法は基本的人権の尊重をその3本柱の一つに据えています。緊急事態下でこそ、その真価が問われています。



特設人権相談所開設

本町では、人権週間期間中に特設人権相談所を開設します。法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○中山地区…12月9日（水）

役場中山支所
13時30分～16時

○名和地区…12月9日（水）

人権交流センター
9時00分～11時30分

○大山地区…12月9日（水）

大山公民館
13時30分～16時

※その他にも毎月1回定例の「人権相談日」を設けています。「広報だいせん」の行事カレンダーまたは防災行政無線でご確認ください。

